

高知観光ファンサイト構築及び運用保守委託業務 公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

高知観光ファンサイト構築及び運用保守委託業務

(2) 事業の目的

本業務は、高知県のファン同士が WEB 上で情報を交換し、交流できる特設サイト（以下、「ファンサイト」という。）を開設し安定的に運用することで、長期的なファンの囲い込みにつなげることを目的とする。

(3) 事業内容

別途定める「高知観光ファンサイト構築及び運用保守委託業務公募型プロポーザル仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

2 見積限度額

8,000 千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選定するために「高知観光ファンサイト構築及び運用保守委託業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下、審査委員会という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催し、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者とどっぷり高知旅キャンペーン推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。5日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて推進委員会と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時まで登録が予定されている）者であること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (7) 複数の事業者により構成された団体からの共同提案（共同企業体としての提案を含む。）を行う場合は、構成メンバー代表者が高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（若しくは契約締結時まで登録が予定されている）者であること。

※(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で、このプロポーザルに参加を希望する者は、知事が別に定める「競争入札参加資格審査申請書(以下「審査申請書」という。)」に必要事項を記入の上、必要書類を添付して令和8年4月20日(月)までに高知県会計管理局総務事務センターへ提出すること。同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備がある等のときは、入札参加資格が与えられない場合がある。なお、審査申請書を提出するときは、本プロポーザル募集の日、プロポーザルの件名及審査委員会の日時を審査申請書の欄外に朱書きで記入するとともに申し出ること。

(競争入札参加資格審査申請に関する照会及び審査申請書の提出先)

所在地 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

機関名 高知県会計管理局総務事務センター

T E L 088-823-9788 F A X 088-823-9266

E-mail 180301@ken.pref.kochi.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180000/180301/>

6 説明会

日程：令和8年4月7日(火)午後2時～

場所：オンライン開催

※説明会への参加を希望される事業者は、「説明会参加申込書(別紙様式-1)」を電子メールで推進委員会事務局まで提出し、電話により着信を確認してください。

※説明会への参加は、当プロポーザル参加の必須要件ではありません。

(1) 提出期限

令和8年4月6日(月)午後5時

(2) 提出先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁本庁舎5階

高知県観光振興スポーツ部観光政策課内

どっぷり高知旅キャンペーン推進委員会事務局 担当：西村、西森

TEL：088-823-9143

E-mail：020101@ken.pref.kochi.lg.jp

7 質疑と回答

質疑は令和8年4月9日(木)午後5時までに別紙様式-2により持参、郵送(書留郵便、又は配達証明に限る。)FAX又は電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容はホームページに掲載します。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルへ参加を希望する事業者は、参加申込書(別紙様式-3-1)に資格要件の確認書類を添えて申込みをしてください。申込みに当たって必要な提出書類を次表に示します。

[提出書類、様式及び提出部数等]

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数
3-1	参加申込書	A4縦	1部
3-2	共同提案者一覧 ※1	A4縦	1部
4	資格要件確認書	A4縦	1部
5	法人概要書	A4縦	1部
—	法人登記簿謄本		1部
—	本店及び高知県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないことの証明書 ※2		1部
—	本店及び高知県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書 ※2		1部

※1 共同提案(JV)の場合のみ提出

(1) 参加申込書

ア 提出方法

持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）

イ 提出期限

令和8年4月20日（月）午後5時（必着）

※持参の場合、高知県庁閉庁日には受付できませんのでお気を付けください。

ウ 提出先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁本庁舎5階

高知県観光振興スポーツ部観光政策課内

どっぷり高知旅キャンペーン推進委員会事務局

担当：西村、西森

TEL：088-823-9143

(2) 共同提案の場合の留意事項

ア 幹事者を決め、「参加申込書（別紙様式3-1）」は幹事者が提出して下さい。

イ すべての共同提案者について、「共同提案者一覧（別紙様式-3-2）」に記入のうえ、併せて提出して下さい。

ウ 幹事者及びすべての共同提案者について、「資格要件確認書（別紙様式-4）」（添付書類含む。）を提出して下さい。

エ 「参加申込書」を提出した後に幹事者又は共同提案者に変更があった場合、参加申込期限までに、変更後の「参加申込書」及び「共同提案者一覧」を提出してください。

オ 連合体等の構成員となる事業者は、自身が単独提案で参加すること及び他の連合体等の構成員として参加することはできません。

(3) 資格要件の確認

推進委員会事務局で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和8年4月22日（水）までに申込者へ電子メールにて通知します。

(4) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（土・日・祝日を除く。）以内に、書面により、推進委員会会長（以下「会長」という。）に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

イ 会長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（土・日・祝日を除く。）以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「高知観光ファンサイト構築及び運用保守委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

10 審査

別途定める「高知観光ファンサイト構築及び運用保守委託業務公募型プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

11 審査結果

審査結果は、令和8年5月18日（月）（予定）までに、すべての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に準じて、開示請求があった場合には開示の対象となります。

12 日程

令和8年4月 1日（水）	募集開始
令和8年4月 6日（月）午後5時まで	説明会参加申込〆切
令和8年4月 7日（火）午後2時から	説明会
令和8年4月 9日（木）午後5時まで	質疑〆切
令和8年4月20日（月）午後5時（必着）	参加申込、資格確認書類提出〆切
令和8年4月22日（水）	参加資格要件の確認通知
令和8年5月11日（月）午後3時（必着）	企画提案書の提出〆切
令和8年5月15日（金）（予定）	審査委員会（プレゼンテーション）
令和8年5月18日（月）（予定）	審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します（推進委員会及び審査委員会での使用に限る）。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に準じた、開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定に準じて非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式-6により提出してください。

開示・非開示の判断は様式-6に基づき行うものではなく、様式-6を参考に、同条例に準じて、推進委員会が客観的に判断します。

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしに利用することはありません。

14 問い合わせ先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県庁本庁舎 5 階 高知県観光振興スポーツ部観光政策課内
どっぷり高知旅キャンペーン推進委員会事務局 担当：西村、西森
TEL：088-823-9143、FAX：088-823-9256
E-mail：020101@ken.pref.kochi.lg.jp

15 その他

- (1) 参加申込み後に辞退する場合は、辞退理由を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。なお、辞退することによって、今後、推進委員会との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、どっぷり高知旅キャンペーン事務管理規程第 32 条の規定により免除された場合又は契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。
- (4) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
 - ア 提出書類に不備もしくは虚偽の記載があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
 - イ 審査委員及び推進委員会職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第 2 条 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
 - エ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

地方自治法施行令<抜粋>
(昭和二十二年五月三日政令第十六号)

令和五年三月二三日政令第七一号

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程 <抜粋>

(平成 23 年 3 月 10 日高知県訓令第 1 号)

(定義)

第 2 条 この規程において使用する用語の意義は、高知県暴力団排除条例において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ～ (4) 略

(5) **排除措置対象者** 国からの通達等において特別の定めがあるものを除き、次に掲げるものをいう。

ア 暴力団

イ 暴力団員

ウ 暴力団員等

エ アからウまでに掲げるもの以外のものであって、次のいずれかに該当するものとして知事が認めるもの

(ア) 役員等が暴力団員等に該当するもの

(イ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を雇用し、又は雇用しているもの

(ウ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

(エ) 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

(オ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

(カ) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(キ) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(ク) (ア)から(キ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

(6) 略